

広報紙「社協だより」の広告掲載を募集しています！！

時津町社会福祉協議会では、本年4月からリニューアルする『社協だより』へ「有料広告」を掲載して下さる広告主の方を募集しています。

『社協だより』は、年4回発行され、1回あたりの発行部数は約9,000部。福祉の情報を中心に時津町内自治会加入世帯に全戸配布しているほか、4月からは社協法人会員や公共施設にも配布する予定になっております。

広報紙への広告掲載は、自主財源を確保し、時津町の地域福祉の向上を図ることが目的です。会社のPRや商店の売り出しなど、この機会に広報紙の「有料広告」をご利用ください。

■ 広告媒体 『社協だより』

ホームページでも最新号とバックナンバーを公開

■ 対 象 企業および事業を営んでいる方（町内外問いません）

■ 広告掲載の要件

掲載できる広告は、社会的な信頼性および公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければなりません。

■ 掲載できない広告

- (1) 法令等に違反し、または、抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

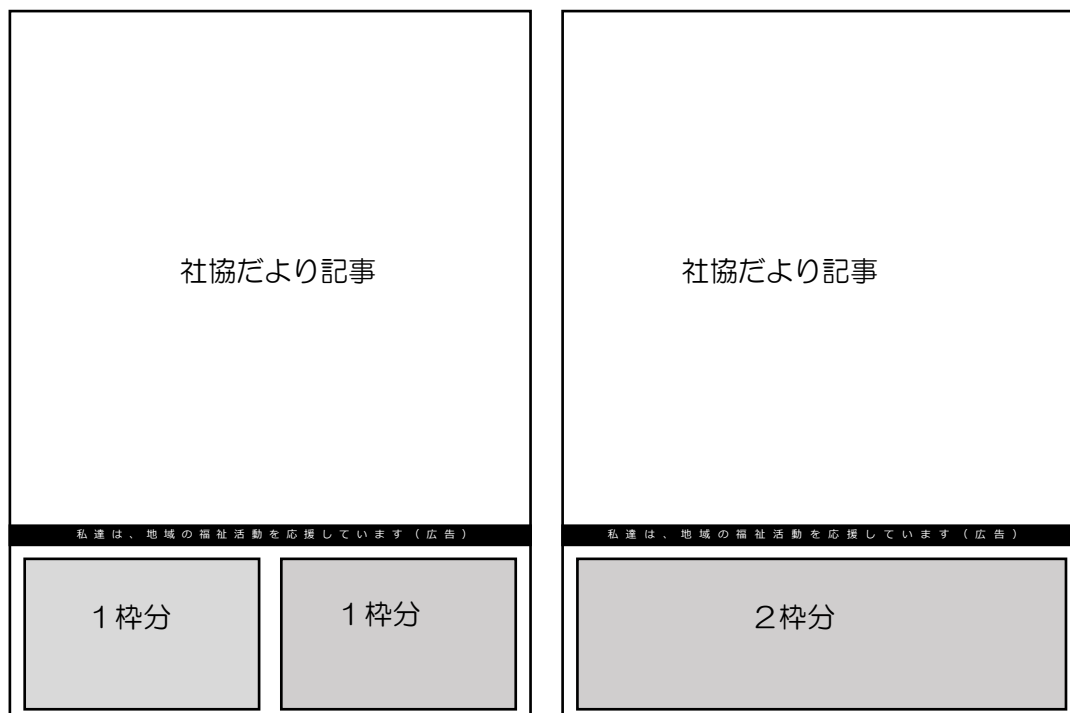
■ 広告料

社協会員になると特別価格
で掲載できます！！

枠数	社協会員価格（税込）	通常価格（税込）
1枠分（縦50×横91mm）	2,000円／1部	5,000円／1部
2枠分（縦50×横185mm）	4,000円／1部	8,000円／1部

※社協法人会費は、1口5,000円。会費納入月より1年間社協会員価格が適用されます。

■掲載位置



毎年1月・4月・7月・10月発行（サイズ：A4 フルカラー、ページ数：6～8 ）

■お申込み～掲載の流れ

1. 申し込み

申込書をホームページの「ダウンロード」から印刷し、必要事項を記入して郵送又はメールで申し込んでください。申込書は、窓口でもお渡しできます。

（掲載を希望される月の2か月前の15日まで）例：4月号の場合→2月15日までに提出

2. 掲載の決定

審査の上広告掲載決定通知書にて、掲載の可否を通知します。

3. 広告原稿と広告料の納入

広告原稿と広告料を指定する期日までに納入してください。

4. 広告の掲載

お申し込みの社協だよりの号に広告を掲載します。

■申込先・お問い合わせ

時津町社会福祉協議会（時津町左底郷 367 番地 時津町総合福祉センター内）

☎095-882-0777

✉tiiki@togitsu-shakyo.org

（担当：寺崎・牧野）